

# 博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 澤田 ゆかり



学位申請者 黄楚群

論文名 近代日本における農業政策形成過程  
—食糧管理制度の成立過程を中心に—

## 【審査結果】

2016年3月に提出された学位請求論文は、1910年代から1950年代半ばに至る時期の米価をめぐる議論に焦点をあて、国家による政策的介入が強化されていく過程を説得的に描いた力作である。黄楚群氏はこの過程を四つの時期に区分し、農業団体(農会、産業組合)の機関誌のほか、各時期の審議会の膨大な議事録を駆使し、農業側が模索した農業問題への対応が米価を焦点とする保護政策に帰着していったプロセスを明らかにしている。各審議会での議論を踏まえ、農業サイドの農家経営の安定という意図が、次第に食糧管理政策に投影されていく過程を実証している点は、階級的視点に基づく先行研究を越えたものと評価できる。また、政策形成の議論に関わった人々、つまり審議会の場で議論に関わった主体に着目したうえで、同じ農業サイドに立つ論者(発言者)間の差異も意識しつつ検討している点も評価できる。最終試験での質疑応答からも、黄楚群氏が自らの研究テーマについて十分な知識と洞察力を有し、また、今後の研究への展望を持っていることが確認できた。

審査委員会は、澤田を主査として、学内から宮田敏之氏、野本京子氏、大川正彦氏(協力者)の4名、学外から玉真之介氏(徳島大学、農業経済学・日本農業史)、松本武祝氏(東京大学、農業経済学・朝鮮農業史)を迎え、計6人で構成された。公開審査(最終試験)は2016年5月13日に開催され、論文審査と最終試験の結果に基づき、審査委員会は全員一致で、黄楚群氏に博士(学術)の学位を授与することが適切であると判断した。

## 【論文の概要】

論文の章構成と各章の概要は以下の通りである。

### 序章

第一章 米穀法成立以前の米価調節論——1910年代の議論を中心として

第二章 米穀法時代の米価調節論

第三章 米穀統制法から食糧管理法までの米価調節論

第四章 戦後経済復興期の米価闘争——米価審議会をめぐる動向を中心に

### 終章

参考文献・資料一覧

序章は課題の設定と先行研究の整理等により構成され、米穀問題が次第に顕在化していった時期から戦時下を経て戦後経済復興期までを4期に区分し、時期区分の理由について論じている。黄氏の本論文での意図が、資本主義経済体制下、小農経営を主軸とする農業の置かれた位置がいかなるものであり、どのように対応していったのかを、米価と米価調節をめぐる議論を結節点として明らかにすることであることが表明されている。

第一章では、米穀問題が顕在化してきた1910年代に焦点を当て、帝国農会や産業組合など農業側リーダーの米穀問題に対する認識及びその対策への構想と、米価調節調査会(1915年設立)における農林官僚や農業側の委員、当時経済界に影響力を持っていた委員などの米穀問題に対する認識や米価調節論が検討されている。この時期の議論は、当時の米穀政策に直接投影されたとはいえないものの、その後の米価調節論の濫觴と位置づけられる。

第二章では、米穀法実施後の1920年代の米価調節をめぐる議論が考察されている。1910年代後半に米価変動が激しくなり、米騒動や米投売防止運動により、政府は米価調節政策に踏み込まざるを得なかった。農業側に目を転じると、帝国農会は大規模な米生産費調査を実施し、1910年代の議論で見られた「適当」な米価から、具体的かつ明確な生産費による米価調節が主張されるようになったと論じている。さらに本章では、1920年代後半の状況一朝鮮米の大量移入による米の供給過剰傾向と米価の下落一を踏まえたうえで、米穀調査会の設立(1929年)とそこで展開された自由放任から国家専売まで含む広範な議論(米価基準問題、農業農村の救済問題、農業倉庫低利資金の問題、植民地米外国米対策問題)について検証している。その結果、自由経済を前提とした1910年代の議論とは異なり、論者によって程度の差があるものの、国家、政策の介入を必要とする議論が前面に表れてきたことを指摘し、米穀調査会における議論が、1930年代以降の米穀国家統制の布石になったと述べている。

第三章は、米穀調査会が米穀対策に関する諮問への答申案を提出した後、昭和農業恐慌が起き、農村救済の必要性に対するコンセンサスの形成が促されたとする。政府が米穀統制強化に踏み込まざるを得なかったこの時期に、米穀調査会の議論を引き継ぎいで登場したのが米穀統制調査会(1932年)であり、この時期の過剰米対応策として、生産統制に関する議論がこれに先立つ時期と比べてより前面に現れ、専売案の中でも生産統制についての主張がみられたと指摘している。本章では、米穀統制調査会に関わった帝国農会および産業組合中央会のリーダーたちの議論とその背後にある農業観、そして対応策として農業団体の組織拡大や農業団体間の連携による小農の組織化の道が模索されていったことが論じられている。さらに本章では、米穀配給調整調査会(1935年)における議論を取り上げ、1930年代後半、米価調節策に応じた米穀配給機構の改善案が具体化されていく過程の議論が考察されている。日中全面戦争が勃発し、より強力な国家統制が要請されるに至って、戦時食糧対策の看板の下で、米穀配給統制法(1939年)が制定されるが、黄氏は、同法が

制定される過程での米穀取引業者の自由市場経済を至上とする主張と、農業団体の協同組合主義に立脚する主張との対立の様相を検証している。またその後、食糧事情の悪化という状況下、臨時米穀配給統制規則、米穀管理規則そして二重米価制度等が相次いで実施され、1942年に食糧管理法が登場し、米穀及びその他の食糧の国家全面統制に至る過程を通じ、農業側が主張した生産費による米価決定はある程度実現するに至ったと指摘している。

第四章は、第三章までの議論を念頭に置いたうえで、戦前に形成された食糧管理制度がどのような戦後を迎えたのかを検討した章である。米価の算定に関わった政府の諮問機関米価審議会（1949年）の動向を中心として、農民・農業団体をはじめとする諸勢力の米価をめぐる動きを詳細に検証している。経済復興が最優先課題された占領期に、米価については、生産者と消費者の双方の「負担」が求められていたこと、米価審議会が「民主的」な形で、物価庁と農林省との間、生産者と消費者との間の矛盾を調整する役割を担い、対話の場になったとする。すなわちジープ供出と「低米価」を強いられた生産者や農民・農業団体側にとって米価審議会は、農業生産物である米の価格決定に参加する場であつとする。一方、GHQと政府にとっての米価審議会は、生産者を農政運動的な陳情活動に抑え得る機関であり、強権供出を強いられていた農民、食糧不足に苦しんでいた消費者大衆の不満を吸収し、社会の「安定」という課題にこたえるものであつたと位置づけている。さらに、戦後も食糧管理法が長期にわたって存続していった理由と背景について考察している。

終章では本論文で明らかにできたことと意義、残された課題について論じ、今後の展望を示している。

#### 【論文審査および最終試験の結果】

本論文についての審査委員会の評価は以下の通りである。

##### (1) 高く評価できる点

- ① 食糧管理政策の登場から戦後に至るまでを、各時期の審議会での議論を丹念に分析し、関わった各論者(アクター)の議論に基づいて検証した労作であること。膨大な議事録を読み解き、そこから論点を導き出している点も高く評価できる。
- ② 国家による政策的介入が、間接統制を経て、次第により強い国家統制へと強化されていくプロセスを説得的に検証している。
- ③ 四つの時期区分も米穀市場の時期区分として適切である。
- ④ 主な分析対象として「農業側」の議論を取り上げているが、「農業側」と一括するのではなく、そのなかの各論者の差異を意識しつつ検討している点も評価できる。黄氏が論証しているように、発言者の主張は所属団体にすべて規定されているわけではなく、この点で階級的枠組みから議論を位置づけた先行研究を超えるものといえる。

## (2) 疑問点と改善すべき点

- ① さまざまなステークホルダーの議論を丹念に検証しているが、それらが国家によって、どのように調整されて政策化していくのかという点をより意識的に検証し、論じるべきではないか(国家の位置)。審議会で展開された自由放任から自治的統制、生産統制、国家による全面統制までの議論に注目しているのは評価できるが、それがどのように政策に収れんしていったのかをより明示的に論じるとさらによかった。
- ② 米価をめぐっては、米価変動の安定と米価水準の問題という二つの論点があるが、この観点から各時期の議論の争点を提示すると、より分かりやすく説得的になるのではないか。
- ③ 上記とかかわるが、米価調節をめぐるとの論点をグルーピングすると、各時期の議論の継承性の有無を意識的に考察することに資するのではないか。「消費者としての農家」論や植民地米問題など、興味深い論点が提示されているが、その後、どのようにその議論がつながっていたのかが不分明になっている。

公開審査では、以上のような疑問点が提示されたが、黄楚群氏は最終試験において、指摘された課題やアドバイスに真摯に応答し、当日配布されたレジュメからも今後の課題について十分に自覚していることが確認できた。また、審査委員も本論文の意義を評価したうえでの疑問であり、本学位請求論文が博士の学位にふさわしい成果であると判断した。

以上、審査委員会は論文審査と最終試験により、全員一致で、黄楚群氏に博士(学術)の学位を授与することが適切であるという結論に至った。